

## (3) 定期報告を要する防火設備

用　　途	防火設備※1	
	用途に供する規模等※2 (いずれかに該当するもの)	報告の時期
1 劇場、映画館又は演芸場	ア 地階の床面積（避難階を除く）の合計>100m <sup>2</sup> イ 3階以上の階の床面積（避難階を除く）の合計>100m <sup>2</sup> ウ 床面積（避難階を除き客席部分に限る）の合計≥200m <sup>2</sup> エ 避難階以外の階を左の用途に供し、主階が1階以外にあるもの	
2 観覧場※3、 公会堂又は集会場	ア 地階の床面積（避難階を除く）の合計>100m <sup>2</sup> イ 3階以上の階の床面積（避難階を除く）の合計>100m <sup>2</sup> ウ 床面積（避難階を除き客席部分に限る）の合計≥200m <sup>2</sup>	
3 病院、診療所※4	ア 地階の床面積（避難階を除く）の合計>100m <sup>2</sup> イ 3階以上の階の床面積（避難階を除く）の合計>100m <sup>2</sup> ウ 2階部分（避難階を除く）の床面積の合計≥300m <sup>2</sup> ※5 エ 床面積（避難階を含む）の合計≥200m <sup>2</sup>	
4 ホテル又は旅館	ア 地階の床面積（避難階を除く）の合計>100m <sup>2</sup> イ 3階以上の階の床面積（避難階を除く）の合計>100m <sup>2</sup> ウ 2階部分（避難階を除く）の床面積の合計≥300m <sup>2</sup>	毎年 6月～
5 高齢者・障害者等の就寝の用に供する用途※6	ア 地階の床面積（避難階を除く）の合計>100m <sup>2</sup> イ 3階以上の階の床面積（避難階を除く）の合計>100m <sup>2</sup> ウ 2階部分（避難階を除く）の床面積の合計≥300m <sup>2</sup> エ 床面積（避難階を含む）の合計≥200m <sup>2</sup>	12月
6 次のうち学校に付属しないもの (体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスイ游練習場)	ア 3階以上の階の床面積（避難階を除く）の合計>100m <sup>2</sup> イ 床面積（避難階を除く）の合計≥2,000m <sup>2</sup>	
7 百貨店、マーケット、展示場、 キャバレー、カブー、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む。）を営む店舗	ア 地階の床面積（避難階を除く）の合計>100m <sup>2</sup> イ 3階以上の階の床面積（避難階を除く）の合計>100m <sup>2</sup> ウ 2階部分（避難階を除く）の床面積の合計≥500m <sup>2</sup> エ 床面積（避難階を除く）の合計≥3,000m <sup>2</sup>	

※1 防火設備：隨時閉鎖又は作動ができるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）

※2 表中の「床面積」は「その用途に供する部分の床面積」をいう。

※3 観覧場：屋外に避難上有効に開放されているものを除く。

※4 診療所：患者の収容施設があるものに限る。

※5 2階部分に患者の収容施設があるものに限る。

※6 下記用途をいう。

一 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）

二 助産施設、乳児院、障害児入所施設

三 助産所

四 盲導犬訓練施設

五 救護施設、更生施設

六 老人短期入所施設等

七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

八 母子保健施設

九 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなくそれぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。